令和８年度　克雪すまいづくり支援事業

◇ 事業目的　…　屋根雪処理の負担軽減や危険防止、冬期の居住環境改善、および地下水汲上げ抑制による地盤沈下防止を目的として、住宅等の克雪化（人力での雪下ろしを不要にする）工事を行う費用の一部を補助するものです。

◇ 対象者　…　次の①～③のいずれかに該当する市税の滞納がない所有者

① 市内において既存の住宅を克雪化する、又は克雪住宅を新築若しくは改築する者
② 市内において克雪住宅である建売住宅を購入する者
③ 地下水採取規制重点区域内において既存の事業所等を克雪化する、又は克雪化された事業所等を新築若しくは改築する者

※落雪式は、既存住宅等を改良して克雪化する場合に限ります。（①～③共通）

◇ 対象建物　…　次の表に該当する、過去に補助金の対象となっていない建物

住宅	自らが所有または２親等以内の親族が所有する住宅であって、自らが居住しているまたは居住することが確実と見込まれる建物　（対象地域：市内全域）
事業所等	事務所、店舗など住宅以外の建物　（対象地域：地下水採取規制重点区域内のみ）

◇ 対象工事　…　次の表に該当する克雪化工事

克雪方式	方式要件	施工要件
融雪式	熱エネルギー（電気、ガス、灯油等）又はヒートポンプ等の利用により屋根融雪できる施設が設置されているもの	屋根全体（下屋含む）を融雪する設備であること
耐雪式	六日町、大和地域は、３．０メートル、塩沢地域は、３．４メートルの積雪荷重に対し、安全であることが構造計算等により確認できること	雪庇対策（フェンス等の設置）が講じられていること
落雪式	人力によらず落雪させる屋根構造であり、かつ、落雪させた雪を自身の敷地内で処理できるもの	４寸勾配以上の屋根勾配で金属板等を使用するものであって、「南魚沼地域屋根雪に関する指導要綱」の規定に基づいて設計・改良すること
	人力による雪下ろしが必要な屋根を改良して克雪化する場合に限る	

〈共通要件〉①屋根全体が克雪化され、屋根雪を人力で下ろす必要がないようにすること
②敷地内で地下水の開放利用を伴うものを除く
③補助金の交付決定後に対象工事の着手（工事契約）を行うこと

◇ 対象工事費 …　克雪化に要する費用（上限：２５０万円）

◇ 補助額　　…　下表のとおり　　※要援護世帯および居住誘導区域の要件は別紙参照

克雪化の種類	世帯の区分	対象建物の所在地	補助率	上限額
融雪式	一般世帯	居住誘導区域外	１７．６％	４４万円
		居住誘導区域内	２６．４％	６６万円
	要援護世帯	居住誘導区域外	２２％	５５万円
		居住誘導区域内	３０．８％	７７万円

耐雪式・落雪式	一般世帯	居住誘導区域外	１３．２％	３３万円
		居住誘導区域内	２２％	５５万円
	要援護世帯	居住誘導区域外	１７．６％	４４万円
		居住誘導区域内	２６．４％	６６万円

◇ 受付期間　　…　令和８年４月１日（水）から令和８年１１月３０日（月）まで

◇ 予定件数　　…　**7件**（補助額により変動します）

◇ 工事期間　　…　交付決定を受けた日から令和８年１２月３１日（木）まで

◇ 実績報告書提出期限

下記のいずれか早い日まで

・工事が完了した日又は認定建売住宅を購入した日から 30 日を経過した日

・令和９年１月２９日（金）

※実績報告書の提出までに工事費の支払いが完了している必要があります

◇ 問い合わせ先　…　南魚沼市役所　建設部　都市計画課　施設班（本庁舎３階）

ＴＥＬ：０２５－７７３－６６６２

≪ 提出書類 ≫

● 交付申請時

交付申請書（様式第１号）に以下の書類を添付してご提出ください。

１．共通添付書類

共通	□案内図（住宅地図等の写し等）
	□配置図（敷地に対する対象建物の位置がわかるもの）
	□工事計画図（屋根伏図、設備配置図、配管図等）
	□立面図（融雪式：工事部分着色　落雪式：屋根勾配を記載）
	□工事費見積書（明細書必要）
	□市税納税証明書（発行から１カ月以内のもの）

２．新築・改築等の別による添付書類

□新築等	□建築確認済証の写し
□改良等	□家屋の台帳登録登記事項証明書

３．建物用途等の別による添付書類

□併用住宅	□建物平面図（全体床面積と住宅部分の床面積を記入）
□建売住宅	□建売住宅認定通知書（様式第１０号）の写し □建売住宅の購入に係る売買契約書の写し

４．克雪化の種類に関する添付書類

□融雪式	□設備等の資料（カタログ等）
□耐雪式	□構造計算書の写し（縮小可） □建物平面図（床面積を記入）
□落雪式	□誓約書（様式第１－２号） □落雪影響距離の算出資料（図面） □屋根雪に関する覚書（落雪影響距離が敷地境界を越える場合）

５．世帯に関する添付書類

□要援護世帯		□世帯員全員の住民票
	□身体障がい者世帯 □精神障がい者世帯 □知的障がい者世帯	□交付を受けている当該手帳等の写し
	□ひとり親世帯	□戸籍謄本 □保険証の写し（扶養関係を確認できる書類）

※上記のほか、必要と認める場合には別途提出をお願いすることがあります。

● 変更交付申請時（変更がある場合のみ）

変更交付申請書（様式第５号）に以下の書類を添付してご提出ください。

□ 変更事項が確認できる書類（見積書、図面、計画図　など）

※　工事内容変更により補助金額が変わる場合は速やかにご提出ください。なお、補助額が増額となる場合でも、変更申請時点での残予算額により、増額できない場合もあります。

● **実績報告時（工事完了後）**
実績報告書（様式第１１号）に以下の書類を添付してご提出ください。

１．共通添付書類

共　通	□工事請負契約書の写し
	□克雪化に要した工事費内訳書の写し
	□領収書の写し
	□工事写真（着手前・工事中・完成）

２．新築または認定建売住宅の場合に必要な添付書類

□新築の場合	□検査済証の写し
□認定建売住宅の場合	□建売住宅認定通知書の写し

※上記のほか、必要と認める場合には別途提出をお願いすることがあります。

≪ 注意事項 ≫
・工事写真（着手前、工事中、完了）を忘れずに撮影してください
・交付決定前に着手（工事契約）した工事は対象外です
・併用住宅の場合、住居部分が１/２以上のときに住宅とし、１/２以下のときは事業所とする
・屋根を改良する場合、建築確認申請が必要な場合があります。詳しくは建築士等にご相談ください
・過去にこの補助金や類似の助成金の交付の対象となった**建物**は対象外です

≪ 地下水採取規制重点区域 ≫　※図面は別紙１参照
・魚野川の左岸の区域であって、鎌倉沢川及び北沢川の左岸並びに近尾川の右岸の区域のうち、関越自動車道を北進して県道余川塩沢停車場線との交点に至り、これを北進して主要地方道十日町六日町線に至り、これを西進して国道 253 号に至り、これを東進して近尾川に至る範囲
・近尾川の左岸の区域であって、国道 253 号を東進して国道 17 号との交点から市道午蒡島大清水線を東進して上越線に至り、これを南進して工業団地からの排水路の交点に至り、この排水路を下流に進み近尾川に合流する範囲

≪ 居住誘導区域 ≫　※図面は別紙２参照
・「南魚沼市立地適正化計画」において、人口減少の中でも、一定のエリアで人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティを持続的に確保するため、居住の誘導を図る区域と位置づけられています。当補助金は、「居住誘導区域」内の住宅等に対する克雪化工事に対し、従来の補助額に最大で２２万円の加算を行います。
　立地適正化計画の詳細は、南魚沼市ウェブサイトをご覧ください。
　（URL：https://www.city.minamiuonuma.niigata.jp/docs/55396.html ）

≪ 落雪影響距離の基準 ≫　※算定基準は別紙３参照
・南魚沼市では、屋根雪の落雪に関するトラブル防止のため、南魚沼地域屋根雪に関する指導要綱にて、自然落雪式建築物の落雪影響距離の基準を示しています。落雪式により当補助金を申請する際は、落雪影響距離の算定を行い、隣地との境界線を越えないことを確認してください。落雪影響距離の算出資料は申請時に添付書類として提出してください。
　自己の敷地内で落雪影響距離を確保できない場合は、フェンス設置等の対策を行うと共に指導要綱の規定に基づき、利害関係人から承諾を得て、屋根雪処理に関する覚書を取り交し、申請時に添付書類として覚書の写しを提出してください。
　屋根雪の落雪に関するトラブル防止の詳細は、南魚沼市ウェブサイトをご覧ください。
　（URL：https://www.city.minamiuonuma.niigata.jp/docs/1058.html ）

○　耐雪式住宅の対象工事費（一般的な住宅との差額を算出するのが困難な場合）

床面積（㎡以上～㎡未満）	額（千円）	床面積（㎡以上～㎡未満）	額（千円）
～５	０	７０～７５	１，３７１
５～１０	９８	７５～８０	１，４６９
１０～１５	１９６	８０～８５	１，５６８
１５～２０	２９４	８５～９０	１，６６６
２０～２５	３９１	９０～９５	１，７６３
２５～３０	４９０	９５～１００	１，８６２
３０～３５	５８９	１００～１０５	１，９５９
３５～４０	６８６	１０５～１１０	２，０５７
４０～４５	７９１	１１０～１１５	２，１５５
４５～５０	８８１	１１５～１２０	２，２５３
５０～５５	９７９	１２０～１２５	２，３５１
５５～６０	１，０７８	１２５～１３０	２，４４８
６０～６５	１，１７４	１３０～	２，５００
６５～７０	１，２７４		

※　表中の床面積は延床面積です
※　表中の額は税込の額です

○　要援護世帯の要件

要援護世帯	要件
１　高齢者世帯	次のいずれかに該当する世帯 ア　満65歳以上の者（介護保険の受給者は、満60歳以上の者。以下同じ。）のみで構成されている世帯 イ　満65歳以上の者と満18歳以下の児童（18歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある者に限る。）のみで構成されている世帯
２　身体障がい者世帯	世帯主が、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）に定める身体障害者障害程度等級表の級別が１級から６級までに該当する者である世帯
３　精神障がい者世帯・知的障がい者世帯	世帯主が、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）に定める障害等級が１級から３級までに該当する者又は知的障害と判定された者に対して都道府県知事が発行する療育手帳若しくは知的障害者判定機関の判定書の交付を受けている者である世帯
４　ひとり親世帯	世帯主が、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に定める配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は父母のいない児童を養育する者で、世帯主以外の構成員が満18歳以下の児童（18歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある者に限る。）である世帯
５　その他の世帯	１から４までの要援護世帯に該当しない世帯で、１から４までの要件を複合的に判断して当該要援護世帯と同程度の状況にあると市長が認める世帯

別紙１

○　地下水採取規制重点区域

点線枠内が該当

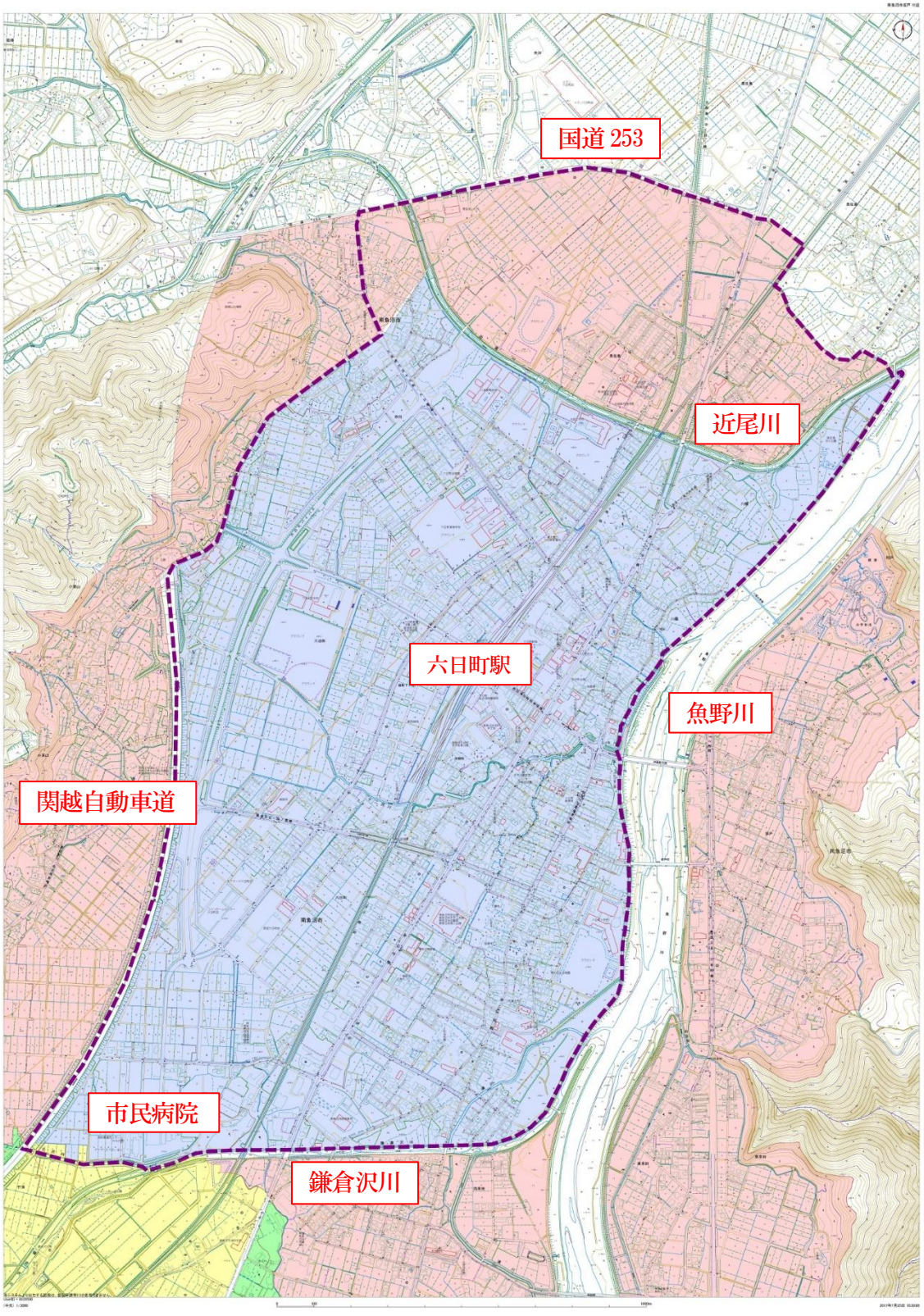

別紙２

○　**居住誘導区域**

赤枠内が区域内

浦　佐

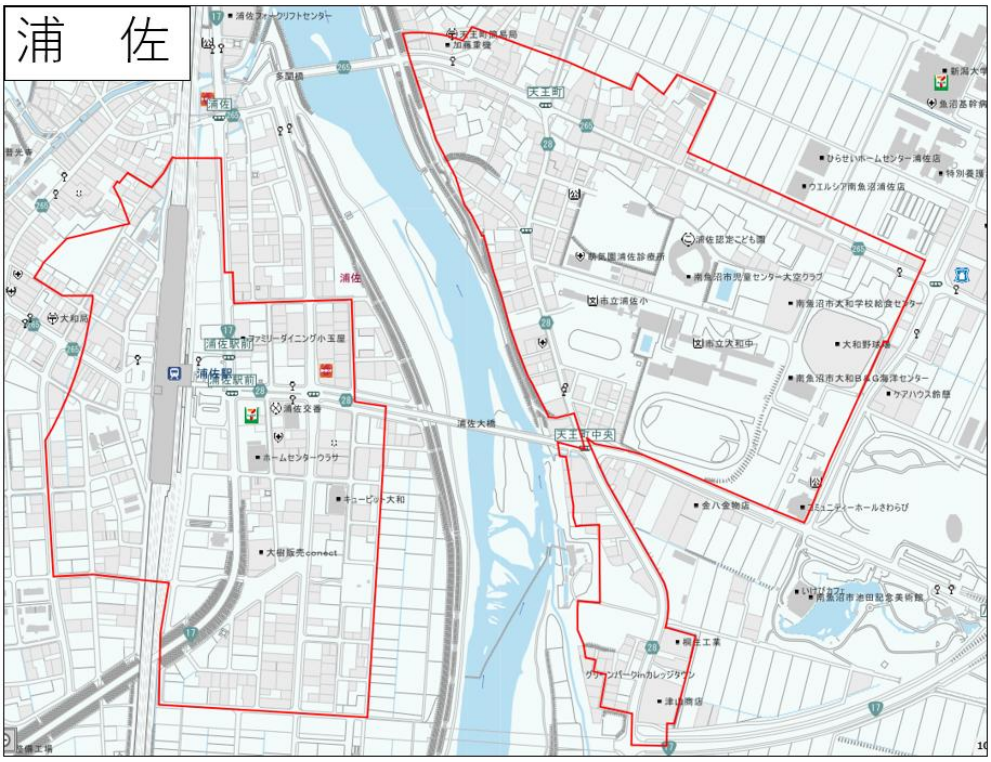

六日町

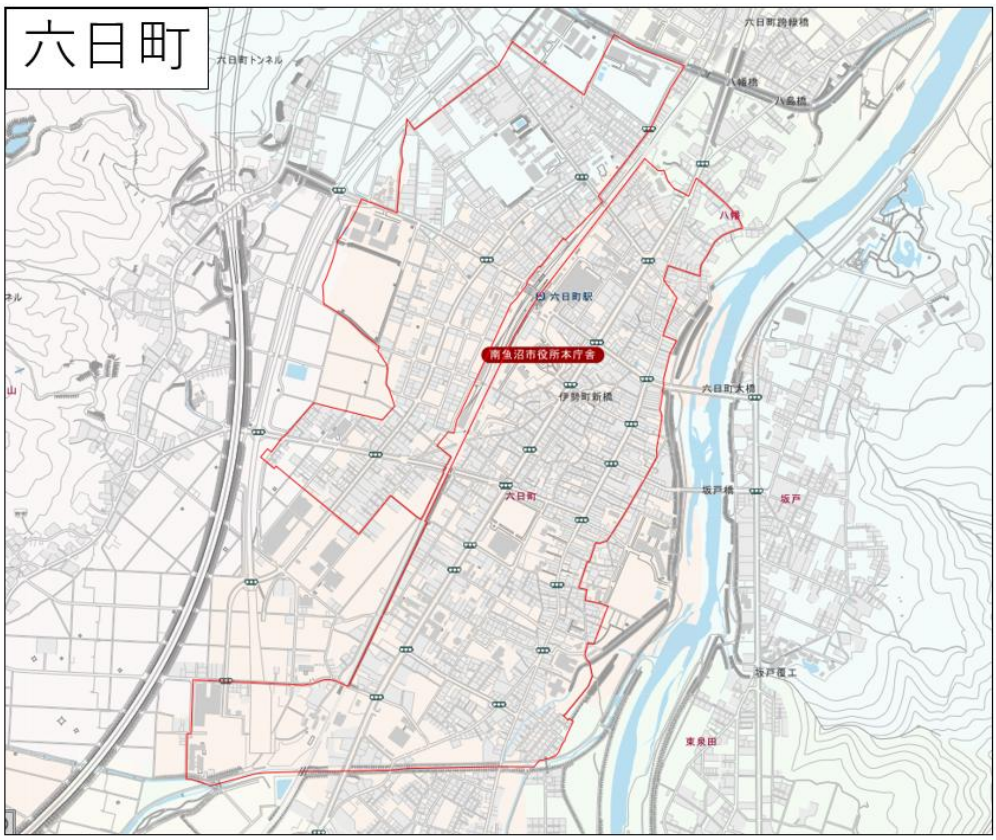

○　居住誘導区域（続き）

赤枠内が区域内

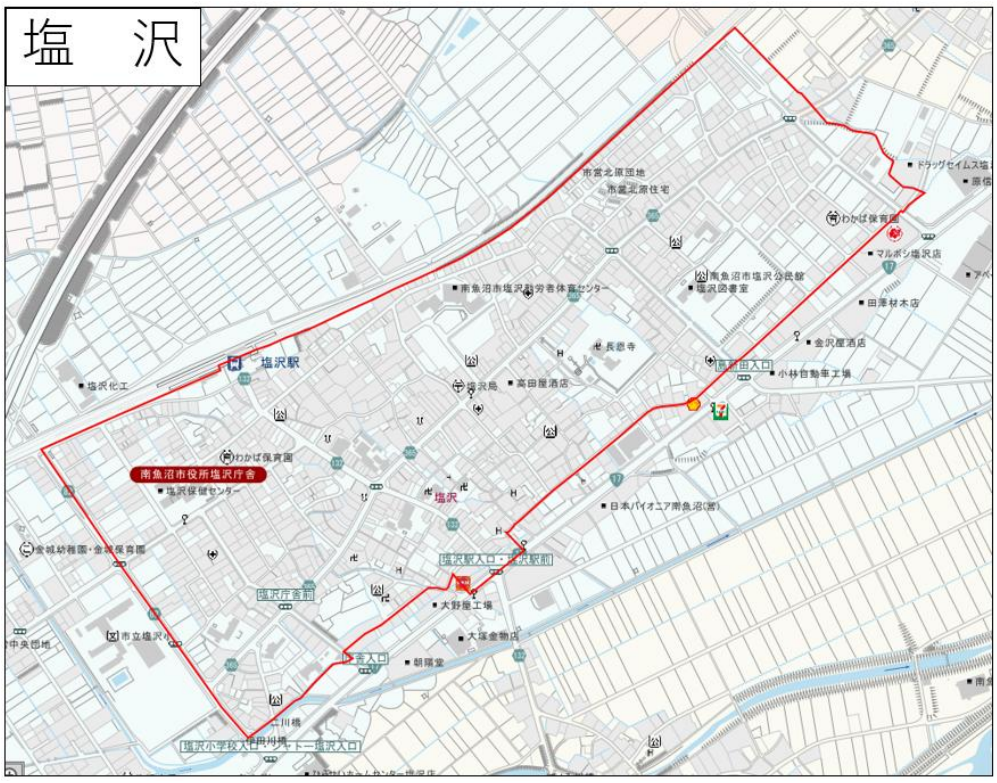

別紙３

○　南魚沼地域屋根雪に関する指導要綱における落雪影響距離基準
（落雪式屋根の要件）

一般式（新庄支所雪害防災研究室　中村秀臣氏研究式）

$$l4 = \frac{h0\beta - h0 - l2\tan\theta + \sqrt{(h0\beta - h0 - l2\tan\theta)^2 - 2a\tan\theta \{ (l2 - \beta l3)\, h0 - 1/2(l2)^2 \tan\theta \}}}{a\tan\theta} + l2$$

$$= \frac{-0.3h0 - 0.712 + \sqrt{(0.3h0 + 0.712)^2 - 1.12 \{ (l2 - 0.713)\, h0 - 0.35(l2)^2 \}}}{0.56} + l2$$

（出典：雪国の住まい―北陸の冬と快適に　地域振興整備公団長岡都市開発事務所より）

≪落雪の模式図≫

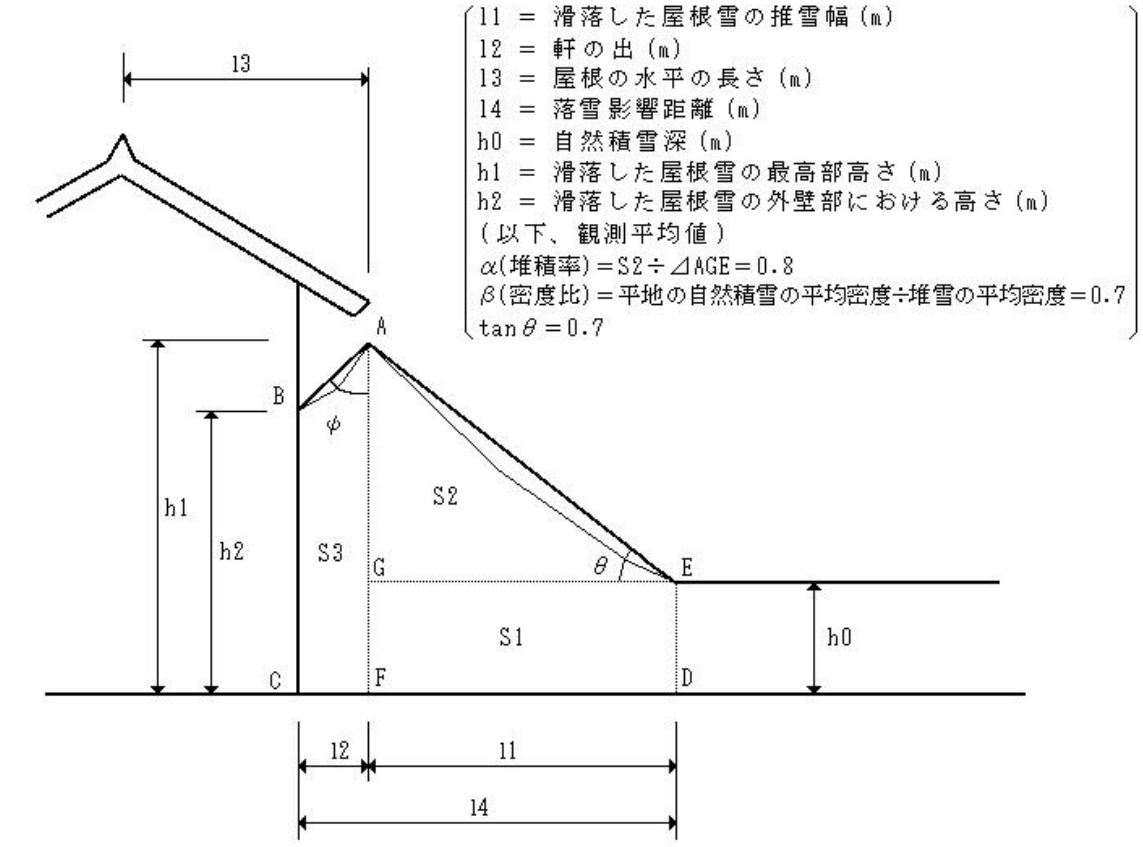

l1 ＝ 滑落した屋根雪の推雪幅（m）
l2 ＝ 軒の出（m）
l3 ＝ 屋根の水平の長さ（m）
l4 ＝ 落雪影響距離（m）
h0 ＝ 自然積雪深（m）
h1 ＝ 滑落した屋根雪の最高部高さ（m）
h2 ＝ 滑落した屋根雪の外壁部における高さ（m）
（以下、観測平均値）
α(堆積率)＝S2÷⊿AGE＝0.8
β(密度比)＝平地の自然積雪の平均密度÷堆雪の平均密度＝0.7
tanθ＝0.7

南魚沼地域屋根雪に関する指導要綱における自然積雪深(h0)＝3.0m

屋根雪処理の詳細については、南魚沼地域屋根雪に関する指導要綱を参照してください。